

JAMにおける労働者供給事業

2021年2月25日

JAM 組織化推進局 藤岡小百合

本日お話する内容

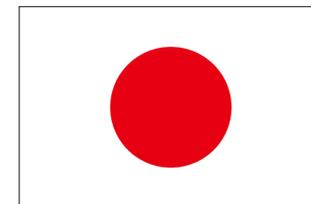
- 自己紹介
- JAMが労供申請に至った経緯
 1. 国際ブータン労働組合に関して
 2. ブータン人とブローカー
- 申請時に起こった問題点
- 事業を進めるにあたって

国際ブータン労働組合について

- 名称： International Labor Union of Bhutan ※通称**ILUB**
- 結成日：2019年9月1日
- 目的：来日する留学生の支援。労働環境の改善
- 「僕たちは留学生として大変な苦勞を味わった。これから日本へやってくるブータン人には、僕らと同じ思いはさせたくない」



ブータン人留学生とブローカー



日本語学校を卒業すれば・・・
日本企業に就職できる
日本の有名大学に進学できる
年460万円まで稼げる仕事を斡旋する
だから借金はすぐ返せる



ブータン労働人材省

提携



留学斡旋ブローカー



S社 ブローカー

約120万円
の借金

契約



申請時に起こった問題点

必要書類

(1) 労働者供給事業許可（許可有効期間更新）申請書（共通書類）

- ① 労働組合等規約
- ② 供給先との供給契約のヒナ型
- ③ 労働組合等の組織に関する書類
- ④ 労働者供給事業運営規程
- ⑤ 労働者供給事業計画書
- ⑥ 労働組合等役員名簿

(2) 許可申請関係添付書類（労働組合等の資格証明等に要する書類）

- ① 労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に該当する労働組合
 - ・ 関係労働委員会の組合資格審査証明書
- ② 則第4条第5項第1号に掲げるもの

資格審査に必要な書類

- ・ 組合規約及び付属規程（議事運営規程・選挙規程等）
- ・ 組合役員名簿
- ・ 非組合員の範囲を示す一覧図 ※合同労組及び連合体の場合は不要。
- ・ 直近の組合会計決算書
- ・ 労働協約 ※締結している場合

※ 資格審査を受けようとする労働組合が連合団体（労働組合を構成員とする労働組合）の場合は、上記以外にも提出していただく書類があります。

→ **加盟単組 3 組合の規約、名簿の提出を求められる**

労働組合法第5条第2項

- 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、 . . .
 - 多くの組合で、「同数の場合は議長の決するところによる。」
 - 議長が決定権を持つ
 - 直接無記名投票にならない
 - 資格審査が通らない . . .

対応

- 適応する組合探し
- JAM加盟組合としてJAMゼネラルユニオンを提出
(資格審査が通っていたため)

なぜ資格審査が厳しくなった？

- **五** 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること
- **八** 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。
- **九** 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

なぜ資格審査が厳しくなった？

- 代議員制の形骸化
- 法外組合
- 組合の在り方が問われる

法定労働組合と認めず 救済申立てを却下 役員選挙などの要件欠く 都労委

2020.09.10 【労働新聞】

ツイート

TL

シェア 188

B!

コメント

保存

印刷

中

大

エステサロン運営会社から団体交渉を拒否されたとして、首都圏青年ユニオン連合会が救済を求めた事案で、東京都労働委員会（金井康雄会長）は労働組合法上の労働組合に適合しないと評価し、申立てを却下した。役員選挙や会計報告などを行っておらず、労働者が主体・自主的に組織する団体とはいえないと指摘している。不当労働行為の審査で労組の法適合性が問題となった場合、労委の補正勧告に従い規約を改正すれば適合組合と認めるのが通常だが、同連合会は「組合費無料」「運営への参加不要」などを謳って組織拡大を図っており「仮に規約を改正して形式的に要件を満たしたとしても、根本的に労組法上の労組といえない」と判断した。…



【令和2年8月19日、東京都労働委員会決定】

事業を進めるにあたって 外国人労働者数の推移

図1-1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

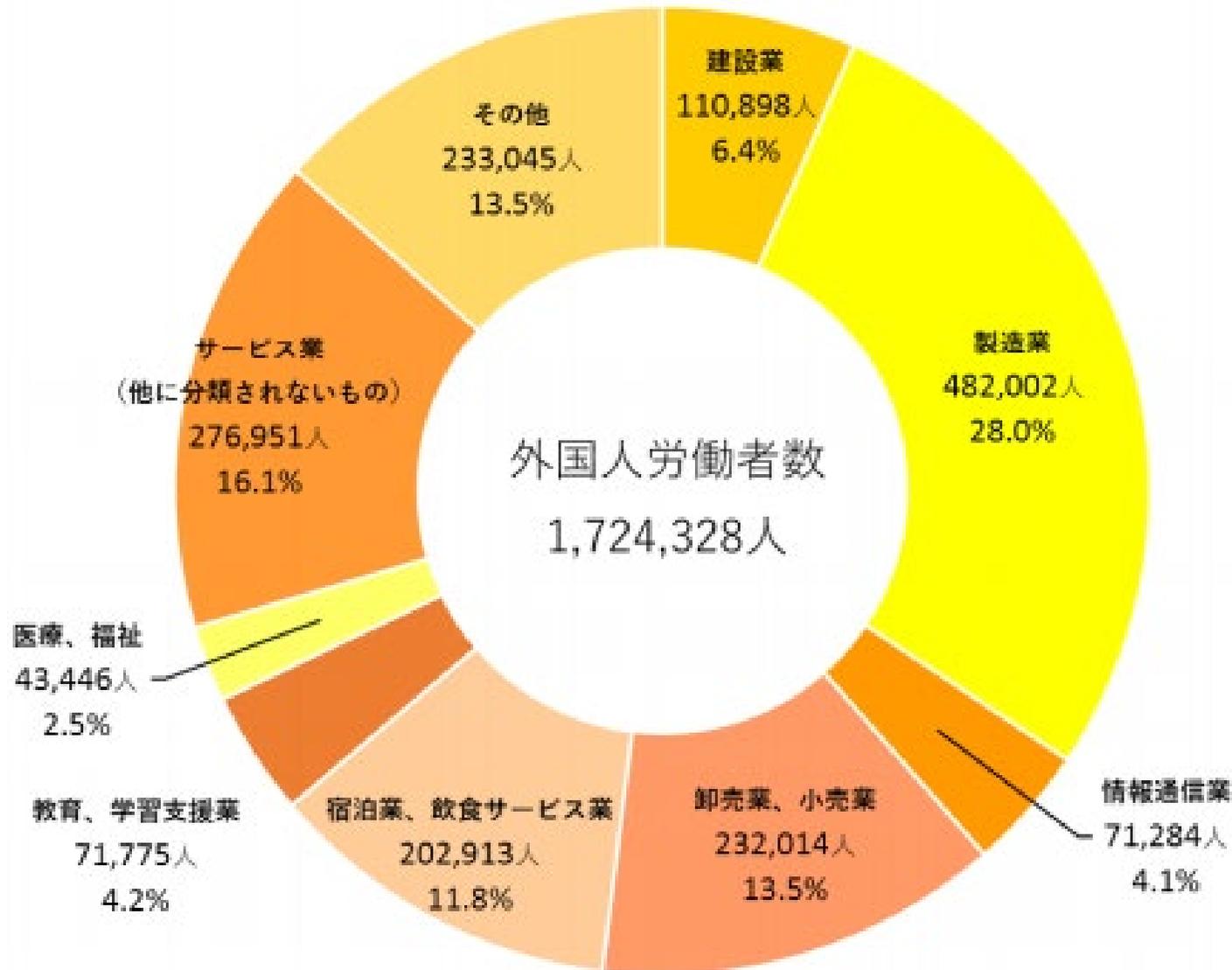
注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

- ・ 2020年の外国人労働者数は約172万人で過去最多
- ・ 10年前の約3倍
- ・ 増加率は13.6%から4.0%に低下したものの、前年比で65,524人の増加
- ・ 図1 在留資格別外国人労働者数の推移（2020年10月末時点）
出典：*1 厚生労働省（2021）「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

産業別外国人労働者数



- ・最も多いのは「製造業」：28.0%
- ・次いで「サービス業（他に分類されないもの）」：16.1%
- ・「卸売業・小売業」：13.5%
- ・「宿泊業・飲食サービス業」：11.5%

- ・※2020年10月末時点では大きな変化は見られないが、雇調金がなくなった後の大量解雇の可能性

JAMゼネラルユニオンの相談件数

2020年9月から2020年12月23日までの相談件数（加盟組合を除く）

解雇 退職勧奨	倒産 閉鎖	労災	労働 時間	労働条件 環境	賃金 未払い	ハラス メント	組合 結成	その他	備考	合計	外国人	加盟	団交
7	0	0	3	3	2	8	1	2	0	26	9	18	17

- ・今年に入ってから外国人からの相談10件以上
- ・ほとんどの場合が管理団体（派遣元）に相談しても改善されず、組合に相談

外国人からの相談内容

- 有休をとったことを理由とした、勤務日数の減少（飲食店）
- 残業代の未払い（飲食店・製造業）
- 鍵のない寮（一軒家タイプ）に、男性の職員が入居（介護施設）
- サポートフィー（指導料）として毎月5万円支払う契約（製造業）
- 帰国後、5年間現地法人で働くこと。これに反した場合、全ての費用の5倍を支払うという契約（製造業）
- デモに参加したら解雇するという誓約書への署名（ミャンマー）
（製造業）
- ハラスメント（製造業）

労供事業の可能性

- 問題の多くは労働組合があれば解決できるもの
- 労働組合が主体となり会社と協定書を結び労務を提供
- 韓国のように政労使でブローカーを排除
- 会社もブローカーシステムを望んでいない